

変更案

地黄湿地  
大阪府緑地環境保全地域

保全計画書

(平成20年 月)

## 地黄湿地大阪府緑地環境保全地域に関する保全計画

### 1. 緑地環境の保全に関する基本的な事項

#### (1) 保全すべき自然環境の特質

当地域は、豊能郡能勢町地黄集落の東約2kmの低山地内に位置する。

本湿地は、面積約1haで、陸域、水辺、水域の連続的な変化により、低茎性湿生草地を主とした多様な環境を形成している。湿地内では、サギソウ、トキソウ、ミズトンボ、ムラサキミミカキグサ、ハッチョウトンボ、モリアオガエル等の湿地特有の希少な種が多数確認されている。

また、地下水等により富栄養化の進んでいない水が安定的に供給されており、このことが希少な湿地植物の生育条件になっていると考えられるが、現在湿地では、周辺集水域の樹林の荒廃、湿地沿いにある未舗装の道からの土砂の流れ込み等による陸地化が懸念されている。また、サギソウ、トキソウ、オオミズゴケ等の種は業者やマニアによる盗掘の危険にさらされており、これらの対策も必要である。

#### (2) 法令による地域指定の状況

砂防法第2条による砂防指定地、及び森林法第25条による土砂流出防備保安林に指定されている。

#### (3) 保全に関する方針

湿地の保全を図るとともに、府民の自然保護に対する意識を啓発するために、次の保全策を講ずるものとする。

##### 施設整備

- ・湿地保護施設（防護柵、土砂流入防止施設等）
- ・観察、調査及び管理歩道
- ・標識
- ・その他保全に必要な施設

##### 保全策

- ・湿地内の堆積土砂のしゅんせつ
- ・湿地内の乾燥地植物の除去

- ・盗掘防止パトロール
- ・環境調査（生物調査、水質調査等）

#### 集水域の保全

- ・湿地周辺の森林の適切な管理

2. 保全の為の規制に関する事項

(1) 当該緑地環境保全地域内における特定の野生動植物の保護のため、当該区域内に次のとおり野生動植物保護地区を指定する。

名称	保護すべき野生動植物の種類	位置及び区域	面積	土地所有別面積	備考
地黄湿地 野生動植物保護地区	双子葉植物綱 モウセンゴケ科モウセンゴケ セリ科ムカゴニンジン ユキノシタ科ウメバチソウ タヌキモ科ホザキノミミカキグサ " イヌタヌキモ " ムラサキミミカキグサ キク科キセルアザミ キキョウ科サワギキョウ リンドウ科リンドウ " センブリ 単子葉植物綱 ラン科カキラン " サギソウ " ミズトンボ " コバノトンボソウ " トキソウ ユリ科ヤマラッキョウ " ササユリ 蕨綱 ミズゴケ科オオミズゴケ 昆虫綱トンボ目 トンボ科ハッチョウトンボ 昆虫綱鞘翅目 ガムシ科ガムシ 両生綱カエル目 アオガエル科モリアオガエル	大阪府豊能郡能勢町地黄の一部	17.70ヘクタール	民有地 17.70ヘクタール	地黄湿地 大阪府緑地環境保全地域全地域

(2) 条例第16条第4項に規定する第18条第1項の規定を受けないで行うことができる木竹の伐採の方法及びその限度は、定めない。

3. 保全の為の施設に関する事項

環境調査から判断される現況に応じて必要な次の保全施設を区域内に設置するものとする。

施設の名称、種類	位置	内容	規模、構造	備考
観察、調査、及び管理歩道	大阪府豊能郡能勢町地黄の一部	木道	幅員1.0m程度	
標識	大阪府豊能郡能勢町地黄の一部	解説標識 規制標識		制札、境界杭を含む
湿地保護施設	大阪府豊能郡能勢町地黄の一部	防護柵等、土砂流入防止施設	木柵(高さ2mまで)	

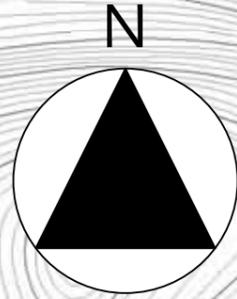
上記の他、当該地域の保全の為に必要な施設は、次のとおり。

- ・保全活動のための用具等を保管する施設
- ・当該保全地域において、希少な野生生物の生育若しくは生息、地形地質等を調査するために必要な施設
- ・当該地域の自然環境の保全・管理のために必要な施設

平成20年 月 日 決定

地黄湿地大阪府緑地環境保全地域

計画図 1 / 2,500



区域線表示凡例

-	尾根界

野生動植物保護地区

凡例	指定種
	双子葉植物網 モウセンゴケ科モウセンゴケ セリ科ムカゴニンジン ユキノシタ科ウメバチソウ タヌキモ科ホザキノミミカキグサ " イヌタヌキモ " ムラサキミミカキグサ キク科キセルアザミ キキョウ科サワギキョウ リンドウ科リンドウ " センブリ 単子葉植物網 ラン科カキラン " サギソウ " ミズトンボ " コバノトンボソウ " トキソウ ユリ科ヤマラッキョウ " ササユリ 蕨類 ミズゴケ科オオミズゴケ 昆虫網トンボ目 トンボ科ハッチョウトンボ 昆虫網鞘翅目 ガムシ科ガムシ 両生網カエル目 アオガエル科モリアオガエル

